

## 平成31年度特定業務委託契約の作業報酬下限額について決定しました。

平成30年8月24日（金）に開催された川崎市作業報酬審議会において、契約により市の事務又は事業の実施に従事する者に支払われる「平成31年度特定業務委託契約の作業報酬下限額」について、全会一致で決議された内容が、同日、川崎市へ答申されました。

川崎市では、答申を踏まえ、「平成31年度特定業務委託契約の作業報酬下限額」を次のとおり定め、平成30年9月4日（火）に告示いたしました。

### 1 答申について

「平成31年度特定業務委託契約の作業報酬下限額」について、川崎市作業報酬審議会から川崎市への答申

### 2 答申された内容について

作業報酬下限額（川崎市契約条例第7条第1項第2号に掲げる特定業務委託契約に従事する者に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬の下限の額）について

特定業務委託契約の作業報酬下限額 1,025円（平成30年度比 +30円）

### 3 決定した「作業報酬下限額」について

上記答申内容のとおり。

### 4 施行日

平成31年4月1日

施行日以降に締結する川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約について適用します。

川崎市財政局資産管理部契約課 小澤
電話（044）200-2096
FAX（044）200-9901